

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日(当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目次

- ◇規則 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
- ◇告示 保険医療機関等の指定  
保険医等の登録

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの  
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理  
国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの

## 規則

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条

例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十五年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第五十八号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十五年七月鳥取県条例第二十二号)附則第一項第二号に規定する規則で定める日は、昭和五十五年十月三十一日とする。

## 告示

### 鳥取県告示第九百七十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十五年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
渡辺内科医院	米子市上福原字北浜温泉 一八三九一六	昭和五十五年十月二十三日
須山医院	米子市東町五五	昭和五十五年十月二十九日
豊田医院	倉吉市東町三五—一九八	昭和五十五年十月二十五日
大谷医院	八頭郡家町宮谷一本木 二二—一五	昭和五十五年十月十六日
都田薬局	米子市道笑町三丁目八八	昭和五十五年十月十五日
梶川薬局	八頭郡智頭町智頭一六六四	"
梅沢産婦人科	鳥取市南吉方町三丁目五二二	"
秋山歯科医院	鳥取市瓦町七〇—	昭和五十五年十月一日
辻齒科医院	米子市車尾字倉敷 二二四— 二四四— 一	昭和五十五年十月二十日

鳥取県告示第九百八十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十五年十月三十一日

鳥取県知事 平林 鴻三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
平尾光宏	鳥薬 第四三七号	昭和五十五年十月八日
西村和子	鳥医 第二、五四三号	"
谷本浩一	鳥医 第二、五四四号	"
澤田博明	鳥医 第二、五四五号	"
大橋 基	鳥医 第二、五四六号	"
野坂美七	鳥医 第二、五四七号	"
水津長子	鳥医 第二、五四八号	"

鳥取県告示第九百八十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
永美 歯科 医院	岩美郡岩美町浦富 一七二八一	昭和五十五年十月一日
秋山 歯科 医院	鳥取市瓦町七〇一	"
岡田産婦人科 クリニック	鳥取市戎町三一〇	昭和五十五年十月六日
梅沢産婦人科	鳥取市南吉方町三丁目五二二	昭和五十五年十月十五日
辻 齒 科 医 院	米子市車尾字倉敷 二二四四一	昭和五十五年十月二十日

鳥取県告示九百八十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
永美 歯科 医院	岩美郡岩美町浦富 一七二八一	全 国	昭和五十五年十月一日
秋山 歯科 医院	鳥取市瓦町七〇一	"	"
鳥取大学医学部 附属病院	米子市西町三六一	東 京 都	"
岡田産婦人科 クリニック	鳥取市戎町三一〇	全 国	昭和五十五年十月六日
梅沢産婦人科	鳥取市南吉方町三丁目五二二	"	昭和五十五年十月十五日
辻 齒 科 医 院	米子市車尾字倉敷 二二四四一	"	昭和五十五年十月二十日

鳥取県告示第九百八十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、

療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
森江伸二	鳥国歯第三九九号	昭和五十五年九月十七日
渡部信之	鳥国医第二、五三四号	昭和五十五年九月十八日
加藤明孝	鳥国医第二、五三五号	〃
松林 実	鳥国医第二、五三六号	〃
国富公人	鳥国医第二、五三七号	〃
竹本美子	鳥国歯第四〇〇号	〃
吉田明子	鳥国歯第四〇一号	〃
小村文明	鳥国医第二、五三八号	昭和五十五年九月二十五日
杉原 整	鳥国医第二、五三九号	〃
堀 立明	鳥国医第二、五四〇号	〃

石原孝之	鳥国医第二、五四一号	〃
------	------------	---

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む)】